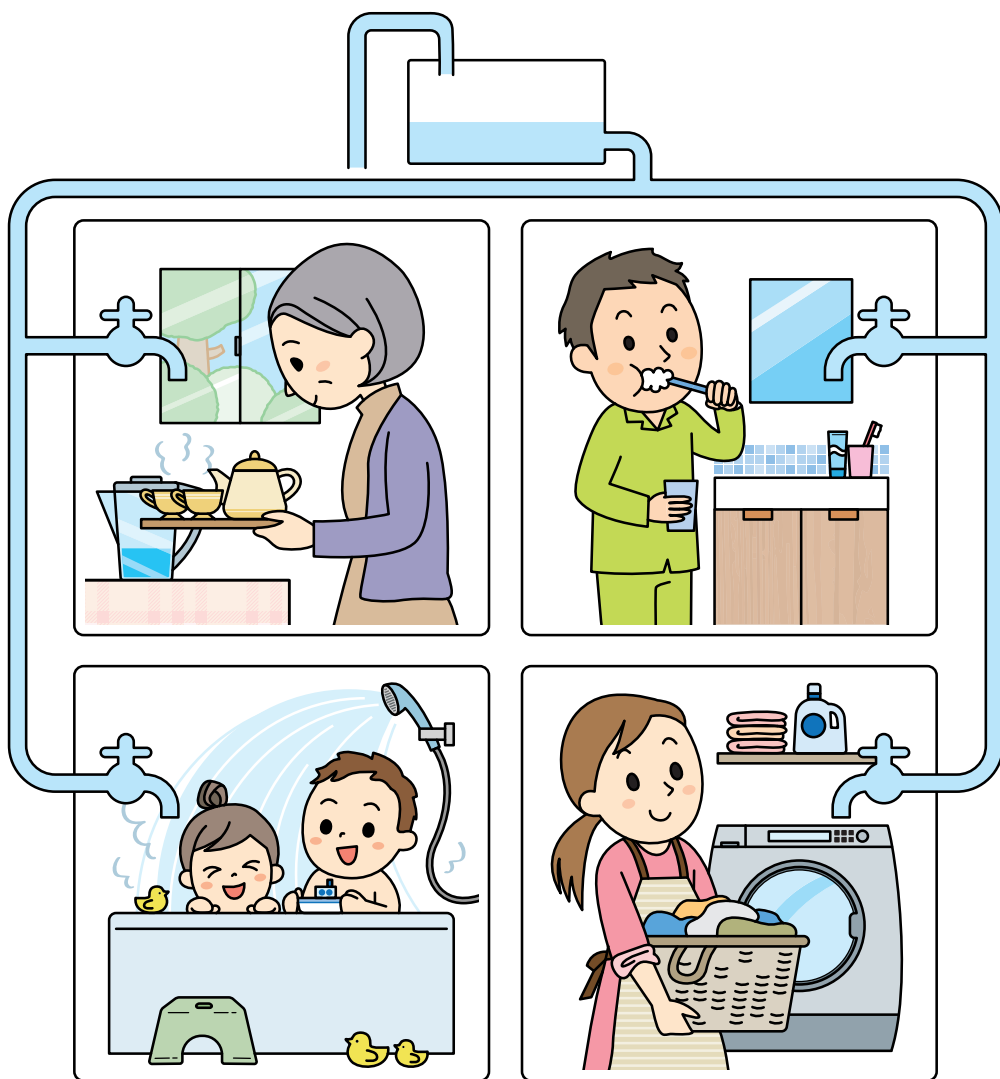


簡易専用水道の衛生管理

毎年1回以上定期的に、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査を受検する義務があります



受水槽^{*1}をもつ水道のうち、受水槽の有効容量^{*2}が 10 m³を超えるものは、水道法で「簡易専用水道」とよばれ、設置者が衛生的に管理することが義務付けられています。

このパンフレットは、その衛生的な管理についてまとめたものです。



東京都福祉保健局

リサイクル適性[Ⓐ]

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

簡易専用水道とは

都や市町村などの水道から供給される水だけを水源として、その水をいったん受水槽^{※1}にためてから給水する水道のうち、受水槽の有効容量^{※2}の合計が10 m³を超えるものを「簡易専用水道」といいます。ただし、工場に設置しているなど、全く飲み水として使用しない場合は、簡易専用水道には該当しません。

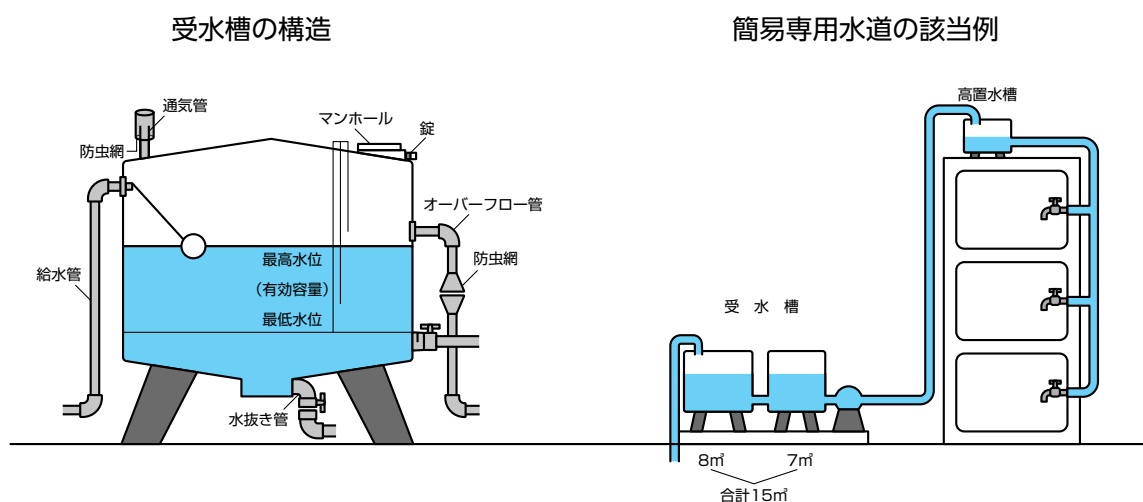
有効容量が10m³以下の受水槽は「小規模貯水槽水道等」といい、その衛生管理は東京都条例で別に定められています（リーフレット「小規模貯水槽水道等の衛生管理」を御覧ください。）。

また、地下水（井戸水）や沢水などを受水槽にためて供給しているものは、簡易専用水道ではありませんが、100人を超える居住者に供給する場合又は一日最大給水量が20 m³を超える場合は、水道法で「専用水道」として別の規制を受けます。

※1 受水槽

給水管（水道管）からの水道水が、最初に入るのが受水槽です。

受水槽は、昭和50年の建設省告示で、周囲と上下が容易に点検・管理できるもの（床置型受水槽）を設置することが決められています。



※2 有効容量

受水槽の最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用可能な水量のことです。

(上図参照)

必要な衛生管理

【水道法等で定められていること】

1 厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査の受検（法定検査）

（水道法第34条の2第2項）

設置者は、**毎年1回以上定期に**、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して検査（有料）を受けなければいけません。この検査は、施設の衛生状態や図面・書類などをチェックします。

主な検査内容は次のとおりです。

- ①水槽等の外観検査：水槽等の点検や、その周辺の状況についての検査
- ②書類検査：設備等の関係図面、水槽の清掃記録、日常の点検・整備の記録等の検査
- ③水質のチェック：給水栓における水の臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の検査

設置者は、**検査結果を速やかに保健所に報告**してください（水道法施行細則第24条）。また、検査機関から、特に衛生上問題があるため保健所に報告するよう助言を受けた場合は、直ちに施設を管轄する保健所に報告する必要があります。

なお、法定検査を受けないと罰則が適用されることがあります（水道法第54条）。

検査機関については、以下の厚生労働省ホームページを御覧ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>)

島しょについては、管轄する島しょ保健所各出張所にお問い合わせください。



2 衛生的な管理（水道法施行規則第55条）

設置者は、施設を衛生的に管理する義務があります。設置者が直接管理しない場合でも、管理者を決め責任の所在を明確にして、次のような点について衛生管理を行ってください。

(1) 貯水槽の清掃

受水槽、高置水槽の清掃は、**毎年1回以上、定期的に行**ってください。

(2) 施設の点検等

水槽の点検を行う等、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置*を講じなければいけません。

*「水の汚染防止の必要な措置」として、東京都では、次ページの内容を

望ましい管理

として指導しています。

簡易専用水道は多くの人を利用する施設です。東京都は、設置者に水の安全を確保するため、水道法等で定められている管理基準のほか、次のような管理を行うよう指導しています。

1 施設の点検・整備

有害物、汚染等によって水が汚染されるのを防止するために、施設の点検を月1回行いましょう。地震や大雨などがあった場合は、速やかに点検しましょう。

また、点検で欠陥を発見したときは、速やかに改善・整備してください。

主な点検内容は、次のとおりです。

- 水槽周囲の整理整頓
- 水槽の破損・亀裂の有無
- マンホールの密閉・施錠
- オーバーフロー管、通気管の防虫網の設置
- 水槽内部の状態



2 水質検査の実施

(1) 水の状態を観察 (毎日)

水の安全を確認するために、透明なガラスコップに蛇口から水道水をくみ、水の色、にごり、におい、味をチェックしましょう。

(2) 残留塩素の測定 (週1回)

専用の測定器により残留塩素の測定を行いましょう。残留塩素が検出されなかったり、急激に低下した場合は、水が汚染されている場合があります。

水の状態に異常があった場合は、管轄の保健所に相談してください。



(3) 水道法水質基準についての水質検査 (年1回)

年1回は水質検査を行い、安全を確認しましょう。

水質検査の項目

一般細菌、大腸菌、有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)、塩化物イオン、pH値、味、臭気、色度、濁度



3 図面・書類の保管

施設の図面は常時保管し、点検記録、水質検査記録等の管理の記録は5年間保存しましょう。施設の図面や過去の管理記録があると、施設の改修や更新をする際に大変役に立ちます。

保健所への届出

次の場合は、保健所へ届出をしてください（水道法施行細則第23条、第24条）。

- 簡易専用水道の給水を開始したとき（東京都水道局に届出を行った場合を除く。）。
- 簡易専用水道を変更又は廃止をしたとき（東京都水道局に届出を行った場合を除く。）。
- 毎年1回、厚生労働大臣の登録検査機関の検査を受検したとき（法定検査の受検報告）。

汚染事故等が起きたとき

水質に異常を認めたとときや、給水された水により健康を害するおそれがあると分かったときは、次のような措置をとらなければいけません（水道法施行規則第55条）。

- 水質に異常を認めたとときは、水質基準のうち必要な項目について水質検査を行う。
- 給水された水により健康を害するおそれがあると分かったときは、直ちに給水を停止し、関係者（使用者など）に周知する。

また、水質の異常のほか、事故が発生した場合は速やかに管轄の保健所に連絡し、その指示に従ってください。事故の原因の除去、給水の再開等についても、保健所の指示に従ってください。



関係法令抜粋

水道法

(用語の定義)

第三条第七項 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

(簡易専用水道)

第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

(検査の義務)

第三十四条の三 前条第二項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。

(改善の指示等)

第三十六条第三項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第三十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

(給水停止命令)

第三十七条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(報告の徴収及び立入検査)

第三十九条第三項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

(罰則)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

九 第三十七条の規定による給水停止命令に違反した者

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

八 第三十四条の二第二項の規定に違反した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条から第五十三条の二まで又は第五十四条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

水道法施行令

(簡易専用水道の適用除外の基準)

第二条 法第三条第七項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が十立方メートルであることとする。

水道法施行規則

(管理基準)

第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

水道法施行細則

(給水開始等の報告)

第二十三条 法第三条第七項の簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道による給水を開始したときは、速やかに簡易専用水道給水開始報告書（別記第三十一号様式）により知事に報告するものとする。ただし、簡易専用水道の設置者が東京都給水条例第三十三条の四第一項の規定による届出を行った場合は、この限りでない。

2 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道給水開始報告書に記載した事項に変更があったとき、又は簡易専用水道を廃止したときは、速やかに簡易専用水道給水開始報告事項変更（廃止）報告書（別記第三十二号様式）により知事に報告するものとする。ただし、簡易専用水道の設置者が東京都給水条例第三十三条の四第二項の規定による届出を行った場合は、この限りでない。

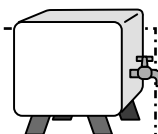
(受検等の報告)

第二十四条 簡易専用水道の設置者は、法第三十四条の二第二項の規定により、簡易専用水道の管理について厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けたときは、速やかに簡易専用水道受検報告書（別記第三十三号様式）により、知事に報告するものとする。

2 簡易専用水道の設置者は、前項の検査を受け、検査を行った者から特に衛生上問題があるとして、知事にその旨を報告するよう助言を受けたときは、直ちに、知事に報告するものとする。

トピックス

— 災害時における貯水槽水道の活用の注意点 —



貯水槽水道は、本来の役割に加えて、災害時など緊急に水を供給する場合に大きな役割を果たします。災害時における貯水槽水道の活用の注意点を記しますので、今後の参考にしてください。

- ① 貯水槽水を使用するときは、水抜き管または使用可能な貯水槽付近の蛇口から採水しましょう。
貯水槽内にホースやバケツを入れてしまうと、ホース等の汚れにより飲用に利用できなくなります。
- ② 高置水槽の水は、停電時でも活用できます。
施設の屋上など高い位置にある貯水槽は、汚染がなければそのまま利用できます。ただし、災害発生時に施設内の水栓が開いたままになっていると、水槽内の水はすぐに空になってしまいます。特に洗濯機に接続しているホースが外れて漏水していないことを確認する必要があります。
- ③ 飲用する場合には、色、におい、にごりを調べ、残留塩素濃度を確認しましょう。
まず、色、におい、にごりなど外観に問題のないことを確認してください。残留塩素測定器を持っている場合は、残留塩素濃度が 0.1mg/L 以上あることも確認してください。残留塩素濃度が確認できない場合には、飲用以外に活用してください。

問合せ先

簡易専用水道の衛生管理について、詳しくは管轄の保健所へお問い合わせください。

(東京都福祉保健局所管保健所)

名 称	管 轄 地 域	代表電話及びFAX	所在地
西多摩保健所	青梅市、福生市、羽村市、 瑞穂町、奥多摩町、 あきる野市、日の出町、 檜原村	TEL:0428(22)6141 FAX:0428(23)3987	〒198-0042 青梅市東青梅1-167-15
南多摩保健所	日野市、多摩市、稲城市	TEL:042(371)7661 FAX:042(375)6697	〒206-0025 多摩市永山2-1-5
多摩立川保健所	立川市、昭島市、国分寺市、 国立市、東大和市、 武蔵村山市	TEL:042(524)5171 FAX:042(528)2777	〒190-0023 立川市柴崎町2-21-19 (東京都立川福祉保健庁舎内)
多摩府中保健所	府中市、小金井市、調布市、 狛江市、武蔵野市、三鷹市	TEL:042(362)2334 FAX:042(360)2144	〒183-0022 府中市宮西町1-26-1 (東京都府中合同庁舎内)
多摩小平保健所	小平市、西東京市、東村山市、 清瀬市、東久留米市	TEL:042(450)3111 FAX:042(450)3261	〒187-0002 小平市花小金井1-31-24
島しょ保健所			
大島出張所	大島町、利島村、新島村、 神津島村	TEL:04992(2)1436 FAX:04992(2)1740	〒100-0101 大島町元町字馬の背 275-4
三宅出張所	三宅村、御蔵島村	TEL:04994(2)0181 FAX:04994(2)1009	〒100-1102 三宅村伊豆1004
八丈出張所	八丈町、青ヶ島村	TEL:04996(2)1291 FAX:04996(2)0632	〒100-1511 八丈町三根1950-2
小笠原出張所	小笠原村	TEL:04998(2)2951 FAX:04998(2)2953	〒100-2101 小笠原村父島字清瀬

保健所政令市移行に伴い、八王子市は平成19年4月1日から、町田市は平成23年4月1日から市に保健所業務が移管されました。

東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課

電話 03-5320-4393 (直通)

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/suido/index.html>



登録番号

(2) 279

印 刷

ヨシミ工業(株)